

2025 年秋季・2026 年春季
大学院生給与奨学金〈ドクター21〉奨学生
募集要項
公益財団法人 吉田育英会

1 〈ドクター21〉奨学金について

吉田育英会について

公益財団法人吉田育英会は、YKKグループの創業者である吉田忠雄氏の提唱により、資質優秀な学生に経済的支援を行うことで社会に有用な人材を育成することを目的に、1967年(昭和42年)3月に設立された財団です。

奨学金の目的

この奨学金は、名称を「大学院生給与奨学金〈ドクター21〉」といい、日本の大学院博士後期課程において自然科学系分野を専攻する学生に対し、在学中の奨学金を支給するプログラムです。

当会は、国際舞台で活躍する未来のリーダーの育成を支援するため、優秀な大学院博士後期課程の学生に返済の必要のない給与奨学金を提供します。また、当会の奨学生が末長い交友のネットワークを結ぶことを願って、奨学生の交流の機会を積極的に提供します。

求める人財像

当会は、〈ドクター21〉奨学生として、次に掲げる点を兼ね備える人財を求めます。

1. 学術研究のレベルが高い方
2. 博士課程の目的を達成できる方
3. 成果の社会還元の志を有し、影響力を期待できる方
4. リーダーとしての資質を有する方
5. 世界水準の研究者を目指す方、国際的に活躍することを目指す方
6. 豊かな個性があり、研究内容に独創性が感じられる方



奨学生証授与式・奨学生交流会

2 2025年秋季・2026年春季〈ドクター21〉奨学生の募集について

支給内容

奨学金として、次に掲げる各項目の内容を支給します。

- ・奨学期間を通じて月額20万円
- ・奨学生が大学に納付する学費について、「学校納付金」として奨学期間内に合計250万円以内の実費
- ・奨学生の海外での研究活動に関する費用について、「海外研究活動支援」として奨学期間内に合計100万円以内の実費

「学校納付金」には、入学金、授業料、施設費、実験研究費等の名目で大学に対して半期または1年毎に納付する費用を含みます。また、学校納付金の枠内で、奨学生が日本国内で開催される学会に参加し、発表を行う場合の学会参加費の支給（給与期間中に合計40万円まで）を受けることができます。

「海外研究活動支援」は、奨学生が将来国際舞台で活躍することを期待して、在学中の海外での研究活動を支援するために設けられた項目です。支援の対象は、海外で開催される国際学会への参加、海外の大学への短期留学、海外で実施される研修への参加、及びその他当会が認める活動で、交通費、宿泊費、学会参加登録費等の費用を補助します。

奨学金の対象となる分野

自然科学系分野（工学、農学、医学等の応用科学の分野を含みます。）

採用予定人数

5名程度（2025年秋季及び2026年春季採用分の合計）

奨学期間

大学院博士後期課程に入学した月、または一貫制博士課程の3年次に進学もしくは編入学した月から3年以内とします。

応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- ・日本国籍を有する方。
- ・2025年4月1日現在において、30歳未満である方。
- ・2025年4月1日現在において、大学院修士課程（博士前期課程を含む。）または一貫制博士課程の2年次に在学中の方。
- ・2025年秋季または2026年春季に大学院博士後期課程（標準修業年限が3年で、修了者に博士の学位が授与される課程）に入学を希望する方、または一貫制博士課程の3年次に進学もしくは編入学を希望する方。
- ・進学先において日本の大学院の学籍を有し、自然科学系分野を専攻する方。

なお、以下の点にご留意ください。

- ・進学先大学院は、在学中の大学院と異なっても構いません。また、国公立、私立の別を問いません。
- ・家計基準（世帯の家計支持者ならびに本人及び配偶者の収入による応募制限等）はありません。
- ・他団体奨学金との併給の可否については次ページをご覧ください。

◆当会の奨学期間中における他奨学金との併給の可否について◆

区分			給付型		貸与型
			年間支給額 100 万円以下	年間支給額 100 万円超	
奨学金・助成金・フェローシップ等の名目で行われる資金援助	生活費相当額が支給されるもの	国・地方公共団体が実施するもの	可	不可 (例：日本学術振興会特別研究員)	可 (例：日本学生支援機構(JASSO)奨学金)
		在籍大学が実施するもの	可	不可	可
		民間団体が実施するもの	不可	不可	不可
	研究費等の実費に充てるものとして支給されるもの		原則可（ただし、事前に当会にご相談ください）		
	優れた成績・業績に対する報奨として支給されるもの				
	TA・RA 等による報酬		制限なし		
授業料減免		制限なし			

募集の方法

この奨学金の募集にあたっては、推薦依頼校を通じた募集と公募を行います。

(1) 推薦依頼校を通じた募集 [（推薦依頼校の一覧は当会ホームページをご参照ください。）](#)

当会は、当会の指定する複数の大学(推薦依頼校)から奨学生候補者の推薦を受け付けます。推薦依頼校のいずれかに在学する学生は、必ず大学を通じて応募してください。学生本人からの直接応募は受け付けません。

推薦依頼校における奨学生候補者の募集方法は大学により異なります。詳しくは各大学の奨学金担当部署にお問い合わせください。

(2) 公募

推薦依頼校以外の大学に在学する学生に対しては、奨学生の公募を行います。奨学金を希望する方は当会に直接応募できます。

申請手続き

(1) 推薦依頼校を通じた募集の場合

応募者は、次に掲げる書類を大学に提出してください。このうち、願書及び推薦書については、吉田育英会ホームページから様式をダウンロードしてパソコンで作成し、自署欄に肉筆で署名・捺印のうえ提出してください。

- ①願書（第1号様式H）
- ②推薦書（主指導教官によるもの）（第2号様式H）
- ③成績証明書（学部及び修士課程。高等専門学校からの編入者の場合、学部の証明書については高等専門学校において相当する年度のものを含む）
- ④主要な論文の要約（A4用紙縦2枚以内、横書き）

※現在、完成した論文がない場合は、執筆中または執筆予定の論文の要約を提出してください。

（この場合、執筆中または執筆予定である旨を明記してください。）

推薦依頼校は、各校において推薦することを決定した奨学生候補者の応募書類一式を、下記の提出期限までに当会に郵送にてご提出ください。

※願書類の作成で不明な点がある場合は、[当会ホームページ内の「FAQ」](#)も参考にしてください。

(2) 公募の場合

応募者は、(1)に掲げた書類を下記の提出期限までに当会事務局宛に郵送にて提出してください。願書及び推薦書の作成の要領も同様です。

《提出期限》2025年4月9日(水曜日) 当会必着

なお、いずれの場合も、当会に提出された願書等の書類は、原則として返却しません。



奨学生夏季研修旅行

申請後の変更

当会への候補者推薦(推薦依頼校を通じた募集の場合)または直接応募(公募の場合)の後に、応募書類の内容に重要な変更が発生した場合には、推薦依頼校または応募者本人は、速やかに当会まで連絡してください。重要な変更には、次に掲げる事項があります。

- ・希望進学先、研究科または専攻の変更
- ・進学後に予定する研究テーマの変更
- ・指導教官(推薦書記入者)の変更 等

選考・採用

推薦依頼校からの応募者及び公募による応募者を対象に、当会において奨学生採用選考を行います。選考は、書類選考および面接選考の二段階で行い、いずれも当会の委嘱する奨学生選考委員が選考に当たります。なお、書類選考および面接選考の結果の通知は、推薦依頼校からの応募者には大学を通じて、公募による応募者には本人に直接行います。

(1) 第一次審査(書類選考)(2025年5月中旬結果通知予定)

応募方法の別にかかわらず、第一次審査として書類選考を行います。

(2) 第二次審査(面接選考)(2025年5月29日・30日実施予定)

書類選考の合格者に対して、第二次審査として対面で面接選考を行います。面接選考の際、応募者にはPCによるプレゼンテーションを行っていただきます。面接は当会所在地(東京都墨田区)において実施し、受験者には当会規定に基づき所定の交通費を支給します。

(3) 採用内定(2025年6月上旬通知予定)

第二次審査の合格者を、当会の奨学生として採用内定します。

(4) 採用決定

採用内定者からの進学先大学院の合格証明書類の受領をもって、奨学生の正式採用を決定します。

(5) 奨学生証授与式・奨学生交流会(2026年3月下旬開催予定)

新規採用された奨学生を対象に「奨学生証授与式」を開催します。

お問い合わせ先(※お問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。)

公益財団法人 吉田育英会 事務局 〒130-8521 東京都墨田区亀沢3-22-1

E-mail: webmaster@ysf.or.jp

URL: <http://www.ysf.or.jp>